

## 1. 入院公費の内容

医療保険各制度における月間の高額療養費算定基準額（以下「高額療養費制度の自己負担限度額」という。）から原則2万円を減額した額が自己負担の上限となるよう、所得区分毎の高額療養費制度の自己負担限度額から、減額措置後の自己負担額を控除した額を補助します。

具体的には、以下のとおりです。

- ・高額療養費制度の自己負担限度額に医療費比例額が含まれない場合は、2万円を補助します。
- ・高額療養費制度の自己負担限度額に医療費比例額が含まれる場合は、当該医療費比例額に1万円を加えた額を補助します。
- ・高額療養費制度の自己負担限度額が2万円に満たない場合は、その額を補助します。
- ・入院医療費に係る自己負担額が、所得区分毎の高額療養費制度の自己負担限度額に満たない場合であっても、減額措置後の自己負担額を超えた場合は、超えた額を補助します。

## 2. 減額措置後の自己負担額

### ●70歳未満の方

高額療養費自己負担限度額の所得区分	(参考)高額療養費自己負担限度額	公費による減額措置後の自己負担額	(参考)コロナ公費が補助する最大金額
年収約 1,160 万円～ 健保：標報 83 万円以上 国保：旧ただし書き所得 901 万円超	252,600 円 + 医療費比例額	242,600 円	10,000 円 + 医療費比例額
年収約 770～約 1,160 万円 健保：標報 53 万～79 万円 国保：旧ただし書き所得 600 万～901 万円	167,400 円 + 医療費比例額	157,400 円	10,000 円 + 医療費比例額
年収約 370～約 770 万円 健保：標報 28 万～50 万円 国保：旧ただし書き所得 210 万～600 万円	80,100 円 + 医療費比例額	70,100 円	10,000 円 + 医療費比例額
～年収約 370 万円 健保：標報 26 万円以下 国保：旧ただし書き所得 210 万円以下	57,600 円	37,600 円	20,000 円
住民税非課税	35,400 円	15,400 円	20,000 円

※ 高額療養費の多数回該当の場合は、それぞれの所得区分について、公費による減額後の自己負担額と、多数回該当時の自己負担限度額とのいずれか低い方を適用します。この場合、上段から順に 140,100 円、93,000 円、44,400 円、37,600 円、15,400 円となります。

●70歳以上の方

高額療養費自己負担限度額の所得区分	(参考)高額療養費自己負担限度額	公費による減額措置後の自己負担額	(参考)コロナ公費が補助する最大金額
年収約 1,160 万円～ 健保：標報 83 万円以上 国保・後期：課税所得 690 万円以上	252,600 円 + 医療費比例額	242,600 円	10,000 円 + 医療費比例額
年収約 770～約 1,160 万円 健保：標報 53 万～79 万円 国保・後期：課税所得 380 万円以上	167,400 円 + 医療費比例額	157,400 円	10,000 円 + 医療費比例額
年収約 370～約 770 万円 健保：標報 28 万～50 万円 国保・後期：課税所得 145 万円以上	80,100 円 + 医療費比例額	70,100 円	10,000 円 + 医療費比例額
～年収約 370 万円 健保：標報 26 万円以下 国保・後期：課税所得 145 万円未満	57,600 円	37,600 円	20,000 円
住民税非課税	24,600 円	4,600 円	20,000 円
住民税非課税 (所得が一定以下)	15,000 円	0	15,000 円

※1 高額療養費の多数回該当の場合は、それぞれの所得区分について、公費による減額後の自己負担額と、多数回該当時の自己負担限度額とのいずれか低い方を適用します。この場合、上段から順に 140,100 円、93,000 円、44,400 円、37,600 円、4,600 円、0 円となります。

※2 75歳となったことで国民健康保険等から後期高齢者医療制度に異動する際、75歳到達月については、前後の保険制度でそれぞれ高額療養費の自己負担限度額を2分の1とする特例が設けられていることから、今般の公費による減額措置においても、75歳到達月における公費による減額後の自己負担額は、前後の保険制度でそれぞれ上段から順に 121,300 円、78,700 円、35,050 円、18,800 円、2,300 円、0 円となります。

## 5/8以降のコロナ入院公費の基本的な考え方

【例】 自己負担割合 3割の方が、新型コロナウイルス感染症で100万円の医療費がかかった場合  
70歳未満 区分ウ

「コロナ公費による減額措置後の自己負担額」(70,100円)以上の自己負担が生じないように、  
「高額療養費制度の自己負担限度額」(87,430円)との差額(17,330円)がコロナ公費により補助されます。

